

別表 6

交付手数料の額 (業務規程第 11 条関係) (注:料金は、税込み価格)

I 交付手数料の額

1. 財務諸表等(業務規程第 11 条)

(1) 財務諸表等の書面の謄本又は抄本の発行

手数料の額 1 請求当たり、1,650 円(税込み)(郵送費を含む)

(2) 電磁記録の電磁的方法による提供

当会は現時点では財務諸表等の電磁記録保有をしていないため、この形式での交付は行わない。

2. JAS 法第 19 条 4 項に基づく情報提供

手数料の額、1 回答当たり、2,200 円(税込み)(郵送費を含む)

交通費、分析の費用等の実費が発生する場合は、実費請求とする。

この提供に際して、検査員による臨時調査等が発生する場合は、別表 4 の実地検査費用を加算する。

原則として郵送による回答とする。

注)上記は原則であり、状況に応じて、データ送付・無償提供はありうる。

II 交付手数料の徴収と交付について

交付に当たり、請求者には、上記 I の 1 の場合、情報公開資料請求書(文書番号 DC05)を、2 の場合、JAS 法第 19 条 4 項に基づく登録認証機関あて情報提供依頼書(文書番号 DC06)を記載してもらう。

手数料(実費・臨時調査費用を除く)は、現金又は当社指定口座への振込みのいずれかとし、当会で入金の確認ができた後に郵送で交付する。

郵送に当たっては、書留・レターパックその他の追跡の可能な方法を利用する。

以上